

平成 22 年 4 月 23 日策定  
平成 28 年 4 月 28 日改定  
平成 31 年 3 月 22 日改定  
令和 3 年 5 月 20 日改定

動物愛護畜産課

## 大型野生獣の出没等緊急対応マニュアル

### 第 1 総 則

#### 1 目 的

大型野生獣の市街地や人里周辺（以下市街地等とする）への出没による人身への危害の未然防止を図り、市町村、府、警察、（公社）大阪府猟友会等関係者が連携して適切な対応を行うため、本マニュアルを作成する。

#### 2 定 義

本マニュアルにおける大型野生獣とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の対象となる野生動物のうち主に森林に生息する動物で、市街地等での出没によって危害が人身に及ぶおそれのあるクマ、イノシシ、シカ、サル（以下「クマ等」とする）をいう。

#### 3 連 携

対象となる危機事象が発生した場合、本マニュアルに基づき、市町村の関係部局、府、警察、猟友会等が連携して対応することとする。

なお、その総合調整は「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく特別許可による捕獲（以下、「有害鳥獣捕獲」とする）の許可権限を持つ市町村が中心となり、府はこれに協力するものとする。

### 第 2 事前対策

#### 1 情報連絡体制の整備

クマ等の出没に対して、情報を早期に収集し関係者の連携のもと適切な対応を行うため、市町村の鳥獣担当部局、各農と緑の総合事務所みどり環境課は、情報連絡体制の整備に努めるものとする。

市町村においては、農林・鳥獣・危機管理等の庁内関係部局、所管警察署や消防、（公社）大阪府猟友会支部、市町村教育委員会等への連絡体制を整備するものとする。

また府の情報連絡は、各農と緑の総合事務所みどり環境課が中心となり、土木事務所地域支援・企画課等の関係者と、休日や夜間等においても連絡が取れるよう体制を整備するものとする。

#### 2 資機材等の確保

市町村は、広報車の出動や自治会単位での回覧板、小中学校、幼稚園・保育所（以下学校等

とする)への通知等緊急な広報活動に対応できるよう体制を整備するものとする。

動物愛護畜産課及び各農と緑の総合事務所は、クマ等の捕獲協力に備え、捕獲檻の配備や対策の参考となる図書等資料の整備に努めるものとする。

#### ■捕獲檻の配備状況

	サル用(箱わな)捕獲檻	クマ用(箱わな)捕獲檻
北部農と緑の総合事務所	2	1
中部農と緑の総合事務所	1	
南河内農と緑の総合事務所	1	
泉州農と緑の総合事務所	1	

### 第3 応急対策

#### 1 情報の収集

府民からの通報や警察からの連絡等によりクマ等が出没しているとの情報があった場合、当該地区を所管する市町村の鳥獣担当部局は、情報連絡体制を活用し、関連情報の収集を行い状況の的確な把握に努め、早急に整理し、関係者に提供する。

また、各農と緑の総合事務所みどり環境課は、これに積極的に協力するものとする。

各農と緑の総合事務所みどり環境課は、把握した情報を早急に整理し、関係者に提供するとともに動物愛護畜産課に報告するものとする。

報告を受けた動物愛護畜産課は、重大な被害の危険性があると判断される場合は、直ちに環境農林水産部長に報告するとともに、危機管理室や府教育庁、府警本部等に連絡するものとする。

また、動物愛護畜産課は必要に応じ、庁内関係部局や隣接する他府県の野生鳥獣担当部局との連絡調整を行うものとする。

#### 2 対策会議の設置

状況把握の結果、対策の遂行にあたって関係者による会議が必要であると判断される場合、市町村は、所管警察署・農と緑の総合事務所・周辺市町村・猟友会支部等関係者と緊急に協議を行い、対策会議を設置するものとする。

なお、やむを得ず召集が困難な場合は、電話等による連絡調整をもって対策会議の設置に変えることができるものとする。

対策会議では、事故の可能性や現地での捕獲活動の適否について協議し、広報活動や捕獲体制の準備を行う。

#### 3 応急対策の実施

##### ① 広報活動

初動体制として、住民への周知及び注意喚起を迅速に行って危険回避を図ることは重要である。市町村は対策の遂行にあたり住民、学童、ハイカーや農林業従事者等への注意喚起が必要であると判断される場合、広報車・回覧板・たて看板等による広報活動や、小中

学校や消防等へ通知を行うとともに報道機関への情報提供を行うものとする。

また、各農と緑の総合事務所みどり環境課は、広報内容を動物愛護畜産課に報告するとともに関係者の協力を得ながら巡視を強化するものとする。

なお、当該事案が複数の市町村にまたがるとき、あるいは長期にわたるおそれのあるときは、府も報道機関等を通じた広報を行うものとする。

## ② 捕 獲

対策の遂行にあたり、人身への危害を防止するため当該野生獣を捕獲せざるを得ないと判断される場合は、有害鳥獣捕獲を行うものとする。

有害鳥獣捕獲は、市町村が実施主体となり、捕獲従事者として猟友会等の協力を得て実施するものとする。

なお、市町村から捕獲檻の貸与について要請があった場合、各農と緑の総合事務所は、これに応えるよう努めるものとする。

また、捕獲にあたり麻酔銃等が必要と判断される場合、各農と緑の総合事務所みどり環境課は動物愛護畜産課に協力を依頼するものとする。

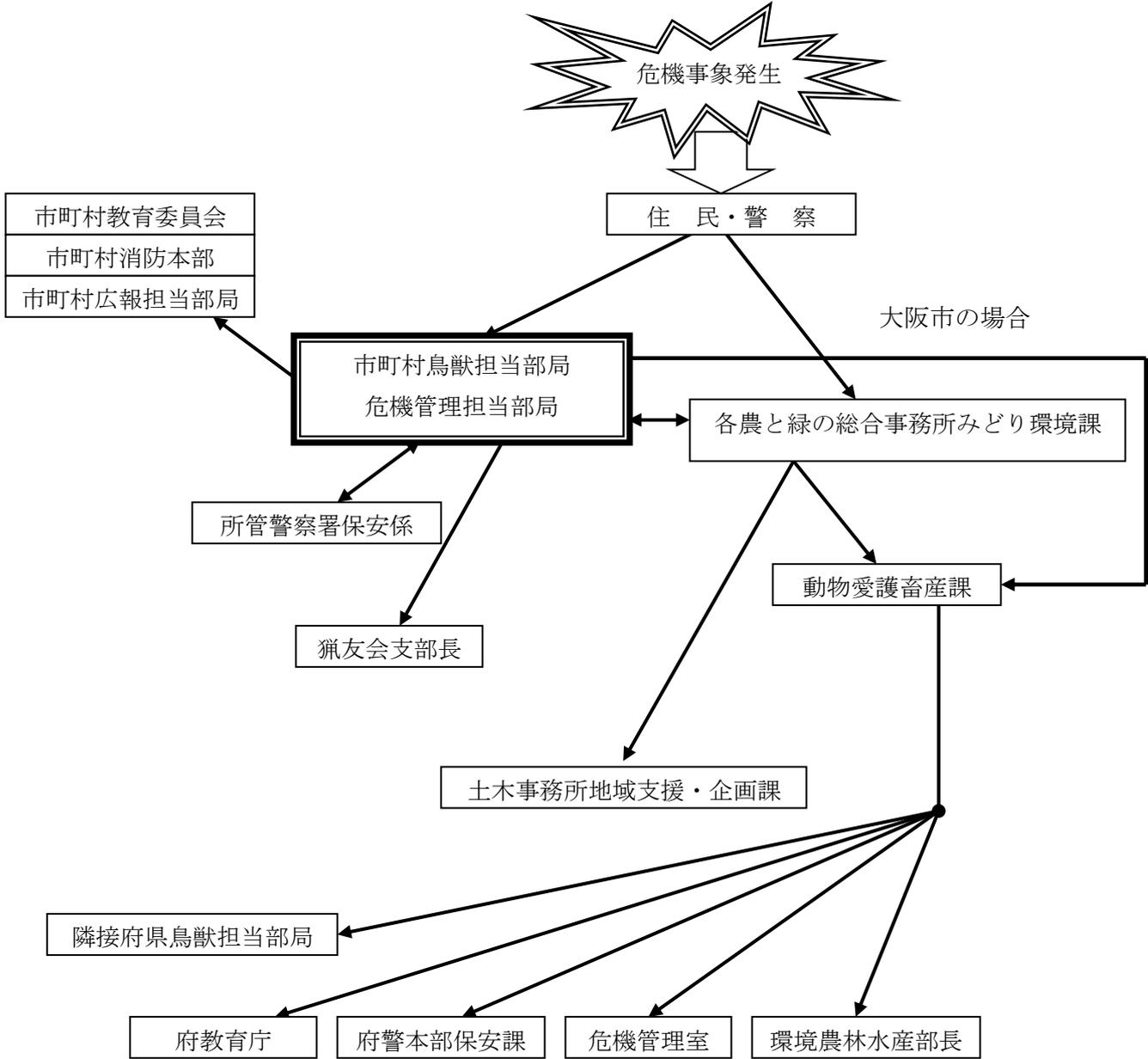
有害鳥獣捕獲の実施手続きについては、「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び知事が定める「鳥獣保護管理事業計画」並びに市町村長等が定める「有害鳥獣捕獲実施要領」に基づくものとし、市町村長は速やかな許可に努めるものとする。

## 4 その他

市町村は、本マニュアルにより難しい事態が発生した場合、各農と緑の総合事務所みどり環境課・動物愛護畜産課等と早急に協議し対応するものとする。

# 緊急対策体制表

<イメージ図>



(参考：連絡体制図)

